

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
第13条に基づく報告書

平成12年10月19日

信用組合福岡商銀

金融整理管財人

## 目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
II 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	5
III 事業譲渡等の見込みについて	6
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の確立	6
(6) 責任追及体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

## I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

### 1. はじめに

当組合は平成12年6月9日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づく申し出を行いました。

これを受けて平成12年6月9日、金融再生委員会より、金融再生法第8条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）」を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年6月9日に選任されてから直ちに開始いたしました。が、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

### 2. 経営破綻の原因

#### (1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は韓国系信用組合で、昭和33年12月に平和信用組合として福岡県北九州市（旧小倉市）に設立されました。

その後、福岡県内に6支店開設し昭和59年8月に本店を福岡市に移転し、現在に至っております。

当組合の営業地域は福岡県全域であり、営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等、地域密着経営を行ってまいりました。

#### (2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である遊技業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、特に大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平成10年3月決算に於いて、42,992百万円の償却・引当を行った結果、36,431百万円の債務超過となりました。

こうした状況の中であって、当組合では自主再建を断念し、(仮称)九州商銀（熊本商銀、

長崎商銀、大分商銀、佐賀商銀の4商銀が合併)への事業譲渡の方針を決定し、平成10年5月に破綻公表をするに至りました。

### (3) 破綻に至った要因

業容拡大を進める中、権限が一部の経営陣に集中するなど組織として審査体制、管理体制が形骸化し、多額の不動産向け融資などが一部の債務者について集中し、大口化していきま

した。その後、いわゆるバブル経済の崩壊等により審査管理が不十分なまま応需した当該大口先の不動産融資及び財テク融資等の大半が不良債権と化したことが破綻に至った主たる要因と考えます。

### 3. 管理を命ずる処分までの状況

当組合は平成10年3月決算に於いて、42,992百万円の償却・引当を行った結果、36,431百万円の債務超過に陥ることが明らかになり、平成10年5月15日に(仮称)九州商銀への事業譲渡を表明しました。

しかしながら、九州商銀の設立が進まなかったため、まずは平成11年1月に長崎商銀が単独で受皿となるスキームの合意が上記4商銀に福岡商銀を加えた5商銀の間で交わされました。ところが、この単独受皿スキームも難航し、事実上譲渡できなくなったため、今度は平成11年4月には熊本商銀を単独受皿とするスキームの合意が熊本商銀・佐賀商銀・福岡商銀の3商銀の間で行われましたが、受皿体制整備の遅れ等もあり譲渡の実現までには至りませんでした。

このように、事業譲渡先の変更が表明される都度、大量の預金が流出したため資金繰りは逼迫の度を深めました。

また、平成12年3月決算に於いても、当期損失817百万円、債務超過額41,673百万円、自己資本比率▲108.22%と大幅な債務超過が続いており、資金繰りは全信組連からの融資に全面的に依存して、事業譲渡の実現を目指してきましたが、その具体的な目途が立たなくなったため平成12年6月9日、金融再生法第68条第1項に基づく申し出を行うに至りました。

## Ⅱ 業務及び財産の状況について

### 1. 与信業務

当組合の与信業務は、県下の在日韓国人を中心とした不動産業、サービス業を営む中小零細な事業主への融資が多くを占めております。

#### <貸出金残高推移>

(単位：百万円・%)

	平成10年3月		平成11年3月		平成12年3月		業界平均 (平成11年3月)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	81,315	100.0	73,692	100.0	68,050	100.0	45,856	100.0
内中小企業	80,076	98.5	72,866	98.9	67,460	99.1	33,132	72.3
内個人	1,239	1.5	826	1.1	590	0.9	12,353	26.9
内その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	370	0.8

\*「その他」には、地方公共団体が含まれる。

\*当信用組合の「個人」には個人事業主を含まない。

### 2. 預金業務

当組合の預金業務は、個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、勤労者、知人への訪問活動により維持してまいりました。

#### <預金残高推移>

(単位：百万円・%)

	平成10年3月		平成11年3月		平成12年3月		業界平均 (平成11年3月)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	62,896	100.0	46,642	100.0	33,984	100.0	63,196	100.0
内個人預金	49,687	79.0	41,707	89.4	31,771	93.5	49,256	78.0
内法人預金	4,957	7.9	3,234	6.9	1,640	4.8	11,143	17.6
内その他	8,252	13.1	1,701	3.7	573	1.7	2,796	4.4

\*「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

### 3. 投資等業務

当組合の有価証券は以下のとおりとなっています。今後につきましては、業務運営上必要不可欠な有価証券以外はマーケット動向を見つつ、効率的な売却を図る方針です。

#### <有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年3月末 の評価損益
有価証券	242	277	277	1
国債	126	161	161	7
地方債	—	—	—	—
社債	30	30	30	0
株式	86	86	86	▲6
外国証券	—	—	—	—

### 4. 固定資産等の状況

当組合の固定資産は以下のとおりとなっています。

#### <固定資産の状況> (平成12年3月末)

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 価	評価額	含み損益	件数	簿 価	簿 価 (償却後)
店 舗	6	1,820	1,719	▲101	7	1,328	606
所有不動産	4	487	412	▲74	3	80	59
合 計	10	2,307	2,131	▲175	10	1,408	665

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円・%)

区 分	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 (平成12年3月期)	
	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	3,504	4.8	5,164	7.6	1,381	2.8
延滞債権	35,167	47.7	46,512	68.4	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	1,293	1.8	18	0.0	401	0.8
貸出条件緩和債権	12,415	16.8	4,577	6.7	2,328	4.7
合 計	52,379	71.1	56,271	82.7	7,075	14.4

<金融再生法に基づく開示債権の状況>

(単位：百万円・%)

区 分	平成12年3月期		業界平均 (平成12年3月期)	
	金 額	債権に占める割合	金 額	債権に占める割合
破産更生債権等	46,862	55.6	3,116	6.0
危険債権	11,779	14.0	2,998	5.8
要管理債権	5,735	6.8	2,170	4.2
正常債権	19,958	23.6	43,363	84.0
合 計	84,334	100.0	51,647	100.0

### Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

#### 1. 基本方針

##### (1) 早期譲渡

円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

##### (2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客との接点である営業店職員に経営方針を徹底するなど、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

##### (3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の見直しにより経費の削減を図ります。

##### (4) 地域金融機能の維持

当組合の地域における必要性、特に民族系金融機関としての存在価値等を勘案し、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

##### (5) 内部管理体制の確立

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備等を図るとともに、新たに内部管理体制を確立し、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

##### (6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

#### 2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力します。

#### 3. 事業譲渡の見込み

平成10年5月、九州地区4商銀の合併により設立される予定であった(仮称)九州商銀への事業譲渡を発表しましたが、(仮称)九州商銀の設立が進まなかったため、その後、平成11年1月には長崎商銀の事業譲渡を、同4月以降は熊本商銀への事業譲渡を目指したものの、その実現までには至っておりません。

民族系信用組合としての特性や、善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置くとともに、九州の地域性を考慮して、まずは九州内の商銀に対して受皿要請を行い可能な限り早い時期に、事業譲渡が行われるよう努めます。

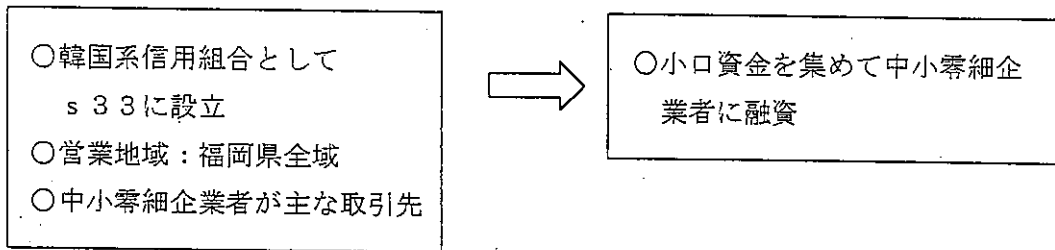


# 「管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について」 骨子

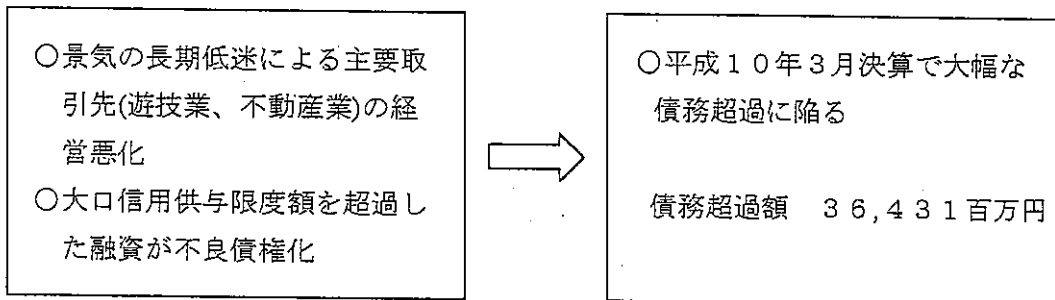
## 1. はじめに

## 2. 経営破綻の原因

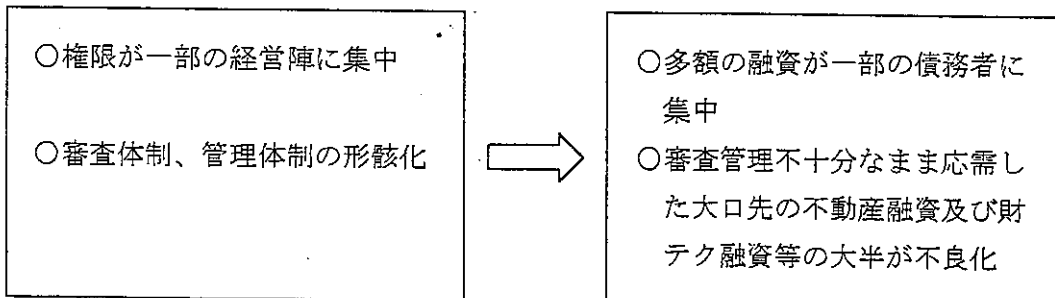
### (1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況



### (2) 経営破綻に至った経緯



### (3) 破綻に至った要因



### 3. 管理を命ずる処分までの状況

- 平成10年3月決算：大幅な債務超過（債務超過額 36,431百万円）。
- 平成10年5月：(仮称)九州商銀（熊本商銀、長崎商銀、大分商銀、佐賀商銀の4商銀が合併）への事業譲渡を表明。
- 平成11年1月：長崎商銀による単独受皿スキームが上記4商銀に福岡商銀を加えた5商銀間で合意。
- 平成11年4月：新たに熊本商銀による単独受皿スキームが、熊本商銀・佐賀商銀・福岡商銀間で合意。
- 平成12年3月決算：当期損失817百万円、債務超過額41,673百万円、自己資本比率▲108.22%と大幅な債務超過。
- 平成12年6月9日：事業譲渡の具体的な目途がたたなくなったため、金融再生法第68条第1項に基づく申し出を行うに至った。

「業務及び財産の状況について」 骨子

1. 与信業務

当組合の与信業務は、県下の在日韓国人を中心とした不動産業、サービス業を営む中小零細な事業主への融資が多い。

<貸出金残高推移>

(単位：百万円・%)

	平成10年3月		平成11年3月		平成12年3月		業界平均 (平成11年3月)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	81,315	100.0	73,692	100.0	68,050	100.0	45,856	100.0
内中小企業	80,076	98.5	72,866	98.9	67,460	99.1	33,132	72.3
内個人	1,239	1.5	826	1.1	590	0.9	12,353	26.9
内その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	370	0.8

\* 「その他」には、地方公共団体が含まれる。

\* 当信用組合の「個人」には個人事業主を含まない。

2. 預金業務

当組合の預金業務は、個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、勤労者、知人への訪問活動により維持。

<預金残高推移>

(単位：百万円・%)

	平成10年3月		平成11年3月		平成12年3月		業界平均 (平成11年3月)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	62,896	100.0	46,642	100.0	33,984	100.0	63,196	100.0
内個人預金	49,687	79.0	41,707	89.4	31,771	93.5	49,256	78.0
内法人預金	4,957	7.9	3,234	6.9	1,640	4.8	11,143	17.6
内その他	8,252	13.1	1,701	3.7	573	1.7	2,796	4.4

\* 「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

国債および株式など277百万円（平成12年3月末時価）保有。

4. 固定資産等の状況

土地の含み損益▲175百万円。

<固定資産の状況>（平成12年3月末）（単位：百万円）

	土 地				建 物		
	件数	簿 価	評価額	含み損益	件数	簿 価	簿 価 (償却後)
店 舗	6	1,820	1,719	▲101	7	1,328	606
所有不動産	4	487	412	▲74	3	80	59
合 計	10	2,307	2,131	▲175	10	1,408	665

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおり。

<リスク管理債権の状況>（単位：百万円・%）

区 分	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 (平成12年3月期)	
	貸出金残高	貸出金 に占める 割合	貸出金残高	貸出金 に占める 割合	貸出金残高	貸出金 に占める 割合
破綻先債権	3,504	4.8	5,164	7.6	1,381	2.8
延滞債権	35,167	47.7	46,512	68.4	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	1,293	1.8	18	0.0	401	0.8
貸出条件緩和債権	12,415	16.8	4,577	6.7	2,328	4.7
合 計	52,379	71.1	56,271	82.7	7,075	14.4

<金融再生法に基づく開示債権の状況>（単位：百万円・%）

区 分	平成12年3月期		業界平均 (平成12年3月期)	
	金 額	債権に占める 割合	金 額	債権に占める 割合
破産更生債権等	46,862	55.6	3,116	6.0
危険債権	11,779	14.0	2,998	5.8
要管理債権	5,735	6.8	2,170	4.2
正常債権	19,958	23.6	43,363	84.0
合 計	84,334	100.0	51,647	100.0

## 「事業譲渡等の見込みについて」骨子

### 1. 基本方針

- (1) 早期譲渡
- (2) 優良な顧客基盤・資産の維持
- (3) 経費の削減
- (4) 地域金融機能の維持
- (5) 内部管理体制の確立
- (6) 責任追及体制の確立

### 2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、早期に事業譲渡を図る。

### 3. 事業譲渡の見込み

平成10年5月、(仮称)九州商銀への事業譲渡を発表したが、(仮称)九州商銀の設立が進まなかったため、平成11年1月には長崎商銀への譲渡、平成11年4月以降は熊本商銀への譲渡を目指したが譲渡実現までは至っていない。

民族系信用組合としての特性や、善意かつ健全な取引先への配慮を念頭に置き、まずは九州内の商銀に対して受皿要請を行い、可能な限り早い時期に事業譲渡が行われるよう努める。